## 令和4年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧

	名称		任用期間	勤務時間	給与·諸手当	支給方法	休暇等	社会保険等
常勤講師等	一般定数内講師一般定数内養護助一般定数内学校事一般定数内学校等一般定数内学校栄育休定数内講師前休定数内養護助產休代員、育休代的休職代員等	務職員 養職員 教諭	原則 4月1日~9月30日、 10月1日~3月31日 原則 4月1日~9月30日、 10月1日~3月31日 原則 4月1日~3月31日 配置を必要とする期間	週38時間45分 (7時間45分×5日)	○経験年数に応じた給料号給 ○通勤手当等各種手当支給 ○任用期間によって期末・勤勉手当支給 ○退職手当(6か月以上の任用期間がある者)	〇システムにより申請した 給与振込口座への振込 ※給料は、毎月21日に口座 北(その日が週休日等に当 たるときは、その日以前に おける直近の金融機関営業 日。以下同じ) ※期末・勤勉手当は、6月期 は6月30日、12月期は12月 10日に口座払	・『臨時的任用職員の休暇について(通知)』による・任用期間によって付与される	公立学校共済組合に 加入 新たに任用される場合 で、31日以上の任用期間がある方は、任用開始月以降5ヶ月を経過 するまで雇用保険に加入する
	名称	i	配置基準等	勤務時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等
	特別支援学級児童生徒の学習 支援		特別支援学級に関係する教員一人当たり の児童生徒数が一定数以上で、児童生徒 の学習の充実を図るために配置が効果的 と認められる学校	週30時間 学級担任や教科担任とTT 方式(一部、単独授業可)	○1,380円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、 提出しない場合:乙欄適用) ○0.99ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上 の任用期間又は任用予定期間がある場合)			
	LD等特別支援		特別な支援や配慮が必要な児童生徒が 在籍し、学級経営等が困難な通常学級に 対して、教育の充実を図る必要がある学 校	週30時間 学級担任や教科担任とTT 方式				O#1-75-11-88-15/T0-0-01+
	養護教諭育児短時間勤務後補充		育児短時間勤務者の後補充が必要と認 めた学校	週25時間				○勤務時間が週20時間以上かつ4月1日~3月31日まで任用がある場合は社会保険(健康
		事務職員、 学校栄養職員 の後補充	育児短時間勤務者の後補充が必要と認めた学校、または学校給食センター	本務者欠時間+引継時間	○1.160円×勤務した時間数 ※単価は勤務経験により異なる ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「株養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、 提出しない場合:乙欄適用) ○0.99ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上 の任用期間又は任用予定期間がある場合)	〇システムにより申請した 給与振込口座への振込 ※報酬は、毎月21日に口座 払(その日が週休日等に当 たるときは、その日以前に おける直近の金融機関営業 日。以下同じ) ※期末手当は、6月期は6月	・年次有給休暇(任用 期間、週当たりの勤務 時間数及び日数に応 じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇	保険、介護保険、厚生 年金保険のこと。以下 同じ)に加入
	校内サポート教室		不登校(傾向)生徒が常時存在し、サポート教室を設けることで支援が有効に機能すると見込まれる中学校	週25時間		30日、12月期は12月10日に 口座払		間の場合、国民健康保 険等に各自で加入 〇週20時間以上かつ 31日以上の任用がある 場合は雇用保険に加入
	小規模小学校サポート		8学級以下の小規模小学校における学校 運営の円滑化、機能化の促進及び教職員 の出張や研修等による校務への支障の軽 滅を図る必要がある小学校					
	学校サポート		さまざまな教育課題へ対応し、教育活動 の充実を図る必要がある中学校	週30時間	〇0.99ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)			
	のぞみ分校(鳥取市立東中学校) いずみ分校(米子市立福生中学 校)		学力の向上、問題行動、特別な支援を必要とする生徒への支援等へ対応するため					

1

## 令和4年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧

	<b>名</b> 称	配置基準等	<b>市和サース 市到研</b> 勤務時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等
非常勤講師等	妊娠中教員体育実技等補助	氏原本学 妊娠中の教員の母体保護と体育実技授 業の教育効果の確保を図る		○1,700円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除一提出した場合:甲欄適用、 提出しない場合:乙欄適用) ○0.99ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上 の任用期間又は任用予定期間がある場合)	〇システムにより申請した 給与振込口座への振込 ※報酬は、毎月21日に口座 払(その日が週休日等に当 たるときは、その日以前に おける直近の金融機関営業 日。以下手当は、6月期は6月 30日、12月期は12月10日に 口座払	・年次有給休暇(任用 期間、週当たりの勤務 時間数取び日数に応 じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇	江五体校寸
	小規模中学校美術	小規模中学校で全教科の教員を配置する ことが困難な学校	_				
	教科補充	小中学校において教科の授業を完全補完 することを目的					
	中学校 免許外教科担任解消	8学級以下で、免許外教科担任の解消を 図る必要があると認める中学校	必要に応じて、1校週2~3 0時間の範囲				○勤務時間が週20時間以上かつ4月1日~3 月31日まで任用がある 場合は社会保険(健康 保険、介護保険、厚生 年金保険のこと。以下 同じ)に加入
	初任者研修後補充	して会計年度任用職員を派遣(メンター初	〇年間280時間(授業175時間相当)以内			・年次有給休暇(任用 期間、週当たりの勤務 時間数及び日数に応 じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇	○勤務時間が週30時間の場合、2ヶ月1日以上発令があれば社会保険に加入 ○上記以外の勤務時間の場合、国民健康保
			(拠点校・一人配置)				険等に各自で加入 〇週20時間以上かつ 31日以上の任用がある 場合は雇用保険に加 入
	初任者研修 (メンター方式以外の一人配置校 指導教員)	初任者の一人配置校に対して、初任者研修の適正な実施のため、市町村教委の求めに応じて会計年度任用職員を派遣	〇1週12時間(授業7時間相 当)以内 〇年間360時間(授業210 時間相当)以内	○2,650円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、 提出しない場合:乙欄適用) ○0.99ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上 の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期 間の月当りの平均額を算出する)			※複数校配置により勤務時間が週20時間以上かつ31日以上任用がある場合は雇用保険に加入
	初任者研修に係る 中学校教科指導担当	初任者を配置する中学校において、初任 者以外に同じ教科を担当する者がいない 場合で、市町村教委の求めに応じて会計 年度任用職員を派遣	1週4時間以内 年間120時間以内				
	新規採用養護教諭研修	新規採用養護教諭の配置された学校を所管する市町村教委の求めに応じて、会計 年度任用職員を派遣	〇校内研修に係る指導助言 は、年間15日以内、1日4 時間程度 〇校外研修における後補充 は年間15日以内、1日7時間45分				

## 令和4年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧

	名称	配置基準等	勤務時間、授業形態等	神神及びが市動語が守な放一見 報酬額	古经古法	休暇等	<b>社会</b> /星陰笙
非常勤講師等	近娠中養護(助)教諭業務補助	红炬山兼淮牧参介及伏伊莽七伊雄宗温		〇2, 650円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給	支給方法	<b>                                     </b>	社会保険等
	特別非常勤	基本的に、学習指導要領の内容について は教員が指導し、発展的な内容について 特別非常勤講師が指導するものとして、 学校教育の円滑化を図るために特段の希 望があり、必要があると認める学校	生(17月.7~)	※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、 提出しない場合:乙欄適用) 〇0.99ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上 の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)			
	小学校外国語・外国語活動支援 動に表 ち、教 る学材 学校生活適応支援員 学校生活適応支援員	小学校3~6年における外国語・外国語活動において、配置を希望する小学校のうち、教育活動の充実を図るため必要がある学校	○第3・4学年 1学級当たりの上限は20時間 ○第5・6学年 1学級当たりの上限は40時間 ※ただし、複数校勤務の場合は、週30時間を上限とする。	○1,020円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁賞支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、 提出しない場合:乙欄適用) ○0.99ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上 の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する) ○0.99ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上 の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)	・年次有給休暇(任用 期間、週当たりの勤務 時間数及び日数に応 じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇	各個人で国民健康保 険等に加入 ※複数校配置により勤 務時間が週20時間以	
		学力向上につなげるため、不登校及び問題行動の早期発見・早期対応や未然防止等の生徒指導上の諸問題の解決・改善の充実を図る必要がある小学校			日。以下同じ) ※期末手当は、6月期は6月 30日、12月期は12月10日に	暇及び私事による負 傷・疾病の場合の病	ルカウ31日以上任用がある場合のみ雇用保険に加入
	製業務支援員 教員の多忙解消・負担軽減等のために 置の必要があると認める学校		週16時間以内又は週20時間以内 (年間上限は560時間又は 700時間)	○960円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、 提出しない場合:乙欄適用) ○0.99ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上 の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)			
	スクールカウンセラー	全中学校(拠点校方式)	学校ごとの配置時間数による (複数校に勤務する場合、合計が週30時間以下とする)	〇個別単価×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、 提出しない場合:乙欄適用) 〇0.99ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上 の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)			